

平成 20 年 12 月 1 日

各 位

株式会社ディックスクロキ
代表取締役社長兼 C O O 板倉 雅明
(JASDAQ・コード 8884)
問い合わせ先
常務取締役管理本部長 石井 献
TEL 092-523-3737

民事再生手続開始決定のお知らせ

当社の、平成 20 年 11 月 14 日付、民事再生手続開始の申立てにつきまして、平成 20 年 12 月 1 日午前 9 時 30 分、福岡地方裁判所より再生手続開始の決定（平成 20 年(再)第 13 号）を受けましたのでお知らせいたします。

当社は、本開始決定を受けまして、これまでも増して再生に向けて全力を尽くして参る所存ですので、今後の当社の再建に何卒格別のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご参考として、下記の通り開始決定の内容（今後の手続きの概要）をご報告申し上げます。

記

- 1 株式会社ディックスクロキについて再生手続を開始する。
- 2 再生債権の届出期間等を、次のとおり定める。

(1) 再生債権の届出をすべき期間	平成 21 年 1 月 13 日まで
(2) 認否書の提出期限	平成 21 年 2 月 10 日
(3) 一般調査期間	平成 21 年 2 月 24 日から 平成 21 年 3 月 10 日まで
(4) 報告書等(民事再生法 124 条、125 条)の提出期限	平成 21 年 1 月 26 日
(5) 再生計画案の提出期間の終期	平成 21 年 4 月 10 日

注)上記日程につきましては、今後の手続きの進行によっては変更となる場合があります。

- 3 今後の見通し
当社は今後、地元福岡市エリアにおける不動産管理事業を主軸として、企業再生を図ることとしております。
当面は、管理物件の維持や入居者の皆様の安心確保等を中心とした施策の実行により、事業基盤を固めることに専念し、次いで、不動産の売却及び再生計画の実現に向けて取り組んで参ります。

以 上